

瀬戸蔵ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和元年 7 月 1 8 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 5 号

瀬戸蔵ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例

瀬戸蔵ミュージアムの設置及び管理に関する条例（昭和 5 0 年瀬戸市条
例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後					改正前				
(開館時間)					(開館時間)				
第 5 条 ミュージアムの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、これを変更することができる。					第 5 条 ミュージアムの開館時間は、午前 9 時から午後 6 時までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、これを変更することができる。				
別表（第 7 条関係）					別表（第 6 条関係）				
施設	区分	入館料の額			施設	区分	入館料の額		
		1 回券（1 人に つき）		1 年券（1 人につき）			1 回券（1 人に つき）		1 年券（1 人につき）
		個人	2 0 人 以上の 団体				個人	2 0 人 以上の 団体	
瀬戸 蔵ミ ュ ー ジ ア ム	一般	円 <u>5 2 0</u>	円 <u>4 1 0</u>	円 <u>1, 5 7 0</u>	瀬戸 蔵ミ ュ ー ジ ア ム	一般	円 <u>5 0 0</u>	円 <u>4 0 0</u>	円 <u>1, 5 0 0</u>
	大学 生又 は高 校生	<u>3 1 0</u>	<u>2 5 0</u>	<u>9 4 0</u>	大学 生又 は高 校生	<u>3 0 0</u>	<u>2 4 0</u>	<u>9 0 0</u>	

65 歳以上 の 者	<u>310</u>	<u>250</u>	<u>940</u>	65 歳以上 の 者	<u>300</u>	<u>240</u>	<u>900</u>
備考 <省略>				備考 <省略>			

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(「第6条関係」を「第7条関係」に改める部分に限る。)の改正規定は公布の日から、同表の改正規定(「第6条関係」を「第7条関係」に改める部分を除く。)は令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の別表(「第6条関係」を「第7条関係」に改める改正規定を除く。)の規定は、令和元年10月1日以後に納付される入館料について適用し、同日前に納付される入館料については、なお従前の例による。